

## 第2章 農業関係制度資金等の概要

### 1 主な農業関係制度資金一覧

- (1) この一覧表は、農業者や農業法人などが利用できる主な制度資金の概要を用途別に示したものであり、実際の活用にあたっては、細かな貸付条件やその他の利用可能な資金の内容を確認し、事業内容に照らしてどの資金が最も効果的であるかを十分検討する必要があります。
- (2) 貸付利率は**令和5年7月20日**現在のものであり、最新情報は、道ホームページに別途掲載しています。  
 (北海道農政部農業経営課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/keiei/kinyu/sikin.html>)
- (3) 制度資金の区分は、**公**：日本政策金融公庫資金、**近**：農業近代化資金、**単**：道単独資金制度、**他**：その他制度資金として表示しています。
- (4) 農業改良資金は、新作物分野への進出、加工分野への進出、新技術導入等にチャレンジする場合に必要な投資等に使用することができますが、借入れに当たっては知事による貸付資格の認定を受ける必要があります。
- (5) 令和5年度においては、以下の特例措置が講じられています。
- ア 借入れ当初5年間の無利子化措置
- (ア) T P P等関連特例(担い手経営発展支援金融対策事業)
- a 対象者  
 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた認定農業者等のうち、規模拡大や農産物輸出等、新たに攻めの経営展開を行う計画(担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通達)別記様式第1号に定める「経営展開計画」をいう。)を策定した者。
- b 対象資金  
**【公庫資金】** スーパーL資金  
**【農協等民間資金】** 農業近代化資金
- (イ) 災害関連特例のうち新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)
- a 対象者  
 新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が生じており、現に農業粗収益、農業所得率又は純利益額が前期に比し悪化していることを決算書等により確認できる者。
- b 対象資金  
**【公庫資金】** 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理又は償還円滑化資金に限る)  
**【農協等民間資金】** 農業経営負担軽減支援資金
- イ 認定農業者に対する金利負担軽減措置(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)  
 スーパーL資金の貸付金利と同率となるまで利子助成を実施。(利子助成期間は貸付時から償還終了時まで。)
- (ア) 対象者
- ① 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者(簿記記帳を行っている者(行うことが確実と見込まれる者を含む。))に限る。)
- ② ①の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者(当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。)
- (イ) 対象資金  
**【農協等民間資金】** 農業近代化資金
- ウ 実質無担保・無保証人貸付(「日本公庫資金円滑化貸付事業について」のⅡ及びⅢに定める事業)
- (ア) 対象者  
 アの(イ)のaに同じ。
- (イ) 対象資金  
**【公庫資金】** 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理又は償還円滑化資金に限る)
- エ 債務保証の当初5年間の保証料免除(農業信用保証保険支援総合事業実施要綱に定める農業信用保証保険基盤強化事業)
- (ア) 対象者  
 アの(イ)のaに同じ。
- (イ) 対象資金  
**【農協等民間資金】** 農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金(農業経営の改善に必要な資金との併せ貸し資金は対象外)

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限(据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
① 総合(農地の取得・施設投資等)	農地の取得や設備投資等を行う場合	<b>公</b> 農業経営基盤強化資金(スーパーL)	0.30 ～ 0.70	25 (10)	個人 30,000 (特認 60,000) 法人 100,000 (特認1 200,000) [特認2 300,000]  ただし、3億円のうちの1.5億円、6億円のうち3億円、10億円のうち5億円、20億円のうち10億円及び30億円のうち10億円を超える部分については、令和2年3月31日までに貸付決定したものに限り。	100	●認定農業者であることが必要 ●用途欄の②～⑧、⑩、⑪のほか、無形固定資産の取得、法人への参加に必要な出資金等も対象 ●一定の条件の下に親子間の経営継承に必要な資金への対応が可能 ●法人が構成員の資産を取得するのに必要な資金への対応

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
① 総合 (農地の取得・施設投資等)	農地の取得や設備投資等を行う場合	☑ 経営体育成強化資金 [前向き投資資金] [再建整備資金] [償還円滑化資金]	0.70	25 (3)	前向き投資資金 負担額の80% 限度額 個人等 15,000 法人等 50,000 再建整備資金 個人 1,000 (特認 1,750) (特定 2,500) 法人 4,000 償還円滑化資金 経営改善計画期間 中の5年間(特認10 年間)において支払 われるべき既借入制 度資金の元利償還金 の合計額	前向き 80 他 100	●認定農業者以外の担い手が前向き投資を行う場合又は前向き投資と償還負担軽減を一体的に行う場合に融通 ●再建整備資金により農協系統資金の借換えが可能 ●償還円滑化資金により制度資金の実質的な借換えが可能
② 農地の賃借・改良等	農地等を賃借する場合	☑ 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法(注)に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		☑ 長期運転資金	0.70	15~17 (3~7)	個人 1,800 (特認 20,000) 法人等 20,000	80	●認定農業者は個人1,800万円、法人3,600万円の範囲で、次の特例がある(以下の☑において同様) 貸付利率 0.30% 融資率 100%
	農地等を改良又は造成する場合	☑ 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		☑ 農業基盤整備資金 [農業農村整備]	補助(道営) 0.85 補助(その他)、非補助 0.70	25 (10)	借入者の当該年度負担額		
		☑ 担い手育成農地集積資金	無利子	25 (10)	借入者の当該年度負担額の6分の5又は当該年度融資対象事業費の10%相当額のうち、いずれか低い額		●担い手育成農地集積事業として採択されるものが対象 ●本資金で不足する農家負担金については、農業基盤整備資金の借入れで対応することが可能
	☑ 小土地改良資金	0.70	15~18 (3~7)	事業費 1,800	80	●事業費が1,800万円を超えない規模の農地・牧野の改良・造成が対象	
③ 施設機械取得等	農舎、畜舎、ハウス、堆肥舎等農業用施設、加工施設等の建設又はトラクター、コンバイン等の機械の購入等を行う場合	☑ 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		☑ 農林漁業施設資金 [主務大臣指定施設]	0.70~ 0.85	15 (3)	限度額 なし	80 (90)	●融資率は、農山漁村経営改善の場合90%
		☑ 農林漁業施設資金 [共同利用施設]	0.70~ 1.25	20 (3)	限度額 なし	80	●農業の振興を目的とする法人等が生産・流通・加工・販売、情報処理通信、医療福祉、バイオ等々の施設を整備する場合は対象

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
③ 施設機械取得等	農舎、畜舎、ハウス、堆肥舎等農業用施設、加工施設等の建設又はトラクター、コンバイン等の機械の購入等を行う場合	公 畜産経営環境調和推進資金	0.70	20 (3)	処理高度化施設整備 個人 3,500 (特認 12,000) 法人 7,000 (特認 40,000) 共同利用施設整備 限度額 なし	80	●家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設整備計画、共同利用施設整備計画を作成して知事の認定を受けた者 ●融資率は、特認の場合90%
		近 建構築物等造成資金	0.70	7~20 (2~7)	個人1,800(特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●施設、機械の復旧も対象 (認定農業者に限る)
④ 家畜の導入等	牛、豚、馬、綿羊等の家畜を導入・育成する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		公 農業基盤整備資金 [畜産基盤整備]	補助 0.70 非補助 0.70	25 (3)	限度額 なし	100	●乳牛・肉用牛育成預託事業を実施する農協等の団体が対象
		近 家畜購入資金	0.70	7~10 (2~5)	個人1,800(特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●馬名登録後の競走馬の購入は除く
⑤ 作物導入等	果樹、花き等を植栽・育成する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		近 果樹等植栽育成資金	0.70	15~17 (7)	個人1,800(特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●薬用作物やアスパラガス等の永年性作物の植栽又は育成も対象
⑥ 運転資金の確保	農業経営を改善するための運転資金が必要な場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●農薬、資材費及び雇用労賃等がかつ初度の経費に限る
		近 長期運転資金	0.70	15~17 (3~7)	個人1,800 特認20,000 法人等 20,000	80	●認定農業者以外の者は、農地又は採草放牧地の賃貸料、農機具及び運搬用機具のリース料のみ対象
		公 農林漁業経営資本強化資金(認定農業者向け)	税引後当期純利益(農業所得)が ①0円以上 3.40~4.55 ②0円未満 0.50	5年1か月~20年(原則期限一括償還) 又は 18年(8)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる(資本性資金(資本性ローン))
⑦ 既往負債の負担軽減	既往借入金の残高借換えにより負担を軽減する場合	他 農業経営負担軽減支援資金	0.70	一般 10 (3) 特認 15 (3)	当農負債の借換に必要な額	●既往借入金の償還が困難となっている農業者が対象 ●借換対象資金は農協系統資金及び金利5%超の制度資金 ●貸付時期は12月 ●経営改善計画を作成し、経営診断を受けることが必要	

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
⑦ 既往負債の負担軽減	畜産経営において既往借入金の借換えにより負担を軽減する場合	他 大家畜・養豚特別支援資金	一般 0.80 特認 0.80 経営継承 0.80	大家畜 一般 15(3) 特認継承 25(5) 養豚 一般 7(3) 特認継承 15(5)	知事の承認を受けた大家畜(養豚)経営改善計画に定める資金借入計画額		●新規貸付は令和4年度まで ●既往借入金の償還が困難となっている大家畜(養豚)経営体が対象 ●貸付時期は各年11月30日
		他 畜産経営体質強化支援資金	0.80	25(5)	知事の承認を受けた畜産経営体質強化計画に定める資金借入計画額		●畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者である畜産農家が対象 ●貸付当初5年間の無利子化措置が講じられている。
⑧ 災害・経営環境の変化への対応	天災等により被害を受けた農家が経営資金を必要とする場合	他 天災資金	法発動の都度設定	3~6 [4~7]	一般 個人 350 [400] 法人 2,000 職家 個人 500 [600] 法人 2,500	45 [60] 55 [80]	●天災融資法の発動により適用 ●農作物等減収量30%以上、損失額10%以上の被害農業者が対象 ●被害程度に応じ貸付条件が区分 ●[ ]は激甚災害指定の場合
		県 北海道農業災害資金	規則適用の都度設定	3~5	個人 350 法人 2,000	60 60	●北海道農業災害融資促進規則に基づき知事が指定した場合に適用 ●農作物等減収量30%以上、損失額10%以上の被害農業者が対象 ●被害程度に応じ貸付条件が区分
		公 農林漁業セーフティネット資金	0.30 ~ 0.55	15(3)	600 (一定要件を満たすものは経営規模に応じて増額できる)		●資材費、労務費その他の長期運転資金 ○限度額引上特例(P21参照)
天災等により被害を受けた施設・農地等の復旧を行う場合	公 農林漁業施設資金 [主務大臣指定施設 共同利用施設 災害復旧]	0.30 ~ 1.25	主務大臣 15(3) 共同利用 20(3)	主務大臣 1施設当たり 300 (上記の額で復旧困難 600)	80	●農舎、畜舎、堆肥舎、農産物加工施設等や果樹の改植・補植の災害復旧に必要な資金で農協等の団体も融資対象	
				共同利用 限度額なし			
				借入者の当該年度負担額			
公 農業基盤整備資金 [災害復旧事業]	0.30 ~ 0.70	25(10)	借入者の当該年度負担額			●農地、牧野又はその保全や利用上必要な施設の災害復旧が対象	
近 建構築物等造成資金	0.70	7~15 (2~7)	個人1,800(特認20,000) 法人等 20,000	100	●認定農業者のみ		
						小土地改良資金	15(7)
公 農林漁業セーフティネット資金	社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に状況が悪化した経営の維持安定を図る場合	0.30 ~ 0.55	15(3)	600 (一定要件を満たすものは経営規模に応じて増額できる)			

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
⑧	災害等への対応	公 農林漁業経営資本強化資金 (認定農業者向け)	税引後当期純利益 (農業所得) が ① 0円以上 3.40 ～4.55 ② 0円未満 0.50	5年1か月～20年 (原則期限一括償還) 又は 18年(8)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は 1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる (資本金性資金 (資本金性ローン))
⑨ 生活・環境の改善	農産加工等を行う場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
	農家住宅の改良・造成・取得を行う場合	近 特認資金 [特定の農家住宅の改良・造成・取得]	0.70	15～17 (3～7)	個人 1,800	80	●生産に係る公害防止や土地改良事業に伴う移転、後継者の婚姻に伴う造成、知事が特に必要と認めた場合の改良、認定就農者の経営開始に伴う改良・造成等
	共同で生活関連施設を整備する場合	近 農村環境整備資金	0.70	20 (3)	農協等 150,000 (大臣特認有)	80	●診療施設、集会場、水道、下水道等の共同利用施設を設置する場合が対象
⑩ 担い手の育成確保	認定新規就農者が経営を開始する場合等	公 青年等就農資金	無利子	17 (5)	3,700 (特認 10,000)	100	●認定新規就農者 (市町村から青年等就農計画の認定を受けた農業者) となる必要がある ●青年等就農計画の目標達成に必要な農地等の改良・造成、施設・機械等の導入その他経営開始にあたって必要な経費を対象とする
		近 建構築物等造成資金等	0.70	10～18 (5～7)	個人 1,800	80	●経営開始後5年間かつ認定後10年間に限り融資 ●償還期間・据置期間の特例
		公 経営体育成強化資金	0.70	25 (5)	個人 1,000	100	●経営開始後5年間かつ認定後10年間に限り融資 ●左は青年等就農計画に従って行う農地等取得の場合。それ以外の場合は、一般の貸付条件で融資を受けることが可能
	能率的な農業技術等の研修を受ける場合	近 長期運転資金	0.70	15～17 (5～7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000	100	●認定農業者のみ
⑪ 経営複合化・多角化	新たな農業部門を導入する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		公 農林漁業経営資本強化資金 (認定農業者向け)	税引後当期純利益 (農業所得) が ① 0円以上 3.40 ～4.55 ② 0円未満 0.50	5年1か月～20年 (原則期限一括償還) 又は 18年(8)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は 1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる (資本金性資金 (資本金性ローン))
	農産物直売所等を設置する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●5法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		近 建構築物等造成資金	0.70	15～20 (3～7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●農産物の流通又は加工に必要な施設の改良・造成・取得が対象

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
⑫ 特定地域の農業等の振興	中山間地域において、農林畜水産物の加工・流通、農林漁業資源の保健機能の増進や生産環境改善のための施設を整備する場合	公 中山間地域活性化資金 [加工流通施設]	0.30 ～ 1.15	15 (3)	限度額なし	80 <50>	●新商品・新技術の研究開発・利用、需要開拓、事業提携に必要な施設の整備等が対象 ●< >は、中小企業の要件に該当しない会社が行う事業等の場合
		[保健機能増進施設]	0.45 ～ 0.75	15 (3)			●体験農園、体験牧場、林間コテージ、森林浴施設等の整備等が対象 ●< >は、中小企業の要件に該当しない会社が行う事業等の場合
		[生産環境施設]	0.70	25 (8)		80	●多目的研修集会施設、簡易給排水施設、廃棄物処理施設等の整備等が対象
	振興山村地域、過疎地域において経営の改善等を図る場合	公 振興山村・過疎地域経営改善資金	補助一般 0.85 期利用 1.25 非補助 0.70	25 (8)	補助 限度額なし 非補助 個人 1,300 法人 5,200 (総 10,000~50,000)	80	●果樹の新植・改植・育成、搾乳用雌牛、繁殖用肉用雌牛・豚・綿羊の購入、農舎、畜舎、堆肥舎、加工施設、滞在型農園施設、体験宿泊施設、農産物等直売施設、多目的活動施設、簡易排水施設、農機具の取得等が対象
⑬ 企業等の農業参入	企業等が農外から新規参入する場合	公 経営体育成強化資金	0.70	25 (3)	農業参入法人 15,000	80	●5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないものに限る
		近 建構築物等造成資金	0.70	7~15 (2~7)	農業参入法人 15,000	80	●5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないものに限る
		果樹等植栽育成資金					
		家畜購入資金					
		小土地改良資金					
		長期運転資金					
特認資金							
⑭ 財務内容の改善	資本構成の是正その他の財務内容の改善を図る場合	公 農林漁業経営資本強化資金(認定農業者向け)	税引後当期純利益(農業所得)が ①0円以上 3.40~ 4.55 ②0円未満 0.50	5年1か月~20年 (原則期限一括償還) 又は 18年(8)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額又は1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる(資本性資金(資本性ローン))

(注) 農業改良資金における「5法」とは、次の法律をいう。

- (1) 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」
- (2) 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」
- (3) 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律(米穀新用途利用促進法)」
- (4) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)」
- (5) 「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(農林漁業バイオ燃料法)」